

国指定^{なぐら}名蔵アンパル鳥獣保護区
^{なぐら}名蔵アンパル特別保護地区

指定計画書（環境省案）

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

名蔵アンパル特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区のうち、名蔵川右岸と名蔵大橋の上流側との交点を起点とし、同所から同川右岸を東進し神田橋との交点に至り、同所から同橋を経て同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し公有水面界との交点に至り、同所より公有水面界を南進し浦田原排水路右岸との交点に至り、同所から同排水路右岸を東進し県道新川白保線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み同排水路左岸との交点に至り、同所から浦田原排水路左岸を西進し公有水面界との交点に至り、同所から公有水面界を南進及び北進し名蔵小橋の上流側との交点に至り、同所から同橋に沿って北進し、同橋の上流側と公有水面界との交点に至り同所から最大高潮時海岸線を北西に進み同川河口左岸に至り、同所から同川左岸に沿って東進し、名蔵大橋の上流側との交点に至り、同所から同橋に沿って北上し起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②特別保護地区の指定目的

当地域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林を始め干潟、海浜、海面、海岸林及び原野など多様な自然環境がまとまって分布している。

このため、当地域は、シギ・チドリ類やカモ類など水鳥類の中継地、越冬地であるとともに、国内では八重山諸島以外に繁殖が確認されていないカンムリワシを始めとする猛禽類、リュウキュウコノハズクなどの森林性鳥類等、多様な鳥類の生息の場となっている。

このような多様な自然環境及び鳥類相を反映して、当地域では、水鳥類ではクロツラヘラサギ（「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類（環境省編）」において絶滅危惧ⅠA類）、セイタカシギ（同絶滅危惧ⅠB類）、アカアシシギ（同絶滅危惧Ⅱ類）など、猛禽類ではカンムリワシ（同絶滅危惧ⅠA類）のほかリュウキュウツミ、チュウヒ（以上、同絶滅危惧Ⅱ類）など、森林性鳥類ではキンバト（同絶滅危惧ⅠB類）、オオクイナ（同絶滅危惧Ⅱ類）などの希少鳥類が確認されている。

したがって、当地域においては、亜熱帯特有の自然環境をベースに、水鳥類だけでなく猛禽類、森林性鳥類など多様な希少鳥類が、1,000haあまりのまとまった区域で確認されているという特徴を有している。国指定鳥獣保護区の中でも、特に、干潟とマングローブ林を中心とする区域は、底生生物（甲殻類、貝類）や魚類の稚魚

が豊富なことから、鳥類の餌場として利用されているほか、休息地として鳥類にとって静謐で安全な環境を提供している。このため、本鳥獣保護区の中でも特に中核的な区域として、干潟とマングローブ林を中心とする区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥類の生息地の保全を図るものである。

管理方針

- ・干潟は水鳥類及び猛禽類の採餌場として、また、マングローブ林は水鳥類の休息の場として、さらには、モクマオウ林は森林性鳥類の生息の場として、それぞれ中核的な場所であることから、干潟、マングローブ林及びモクマオウ林については、現状のままの保全を基本とする。
- ・特別保護地区内の河川や用排水路の整備及びモクマオウ林内の道路の改修等に当たっては、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 74 ha

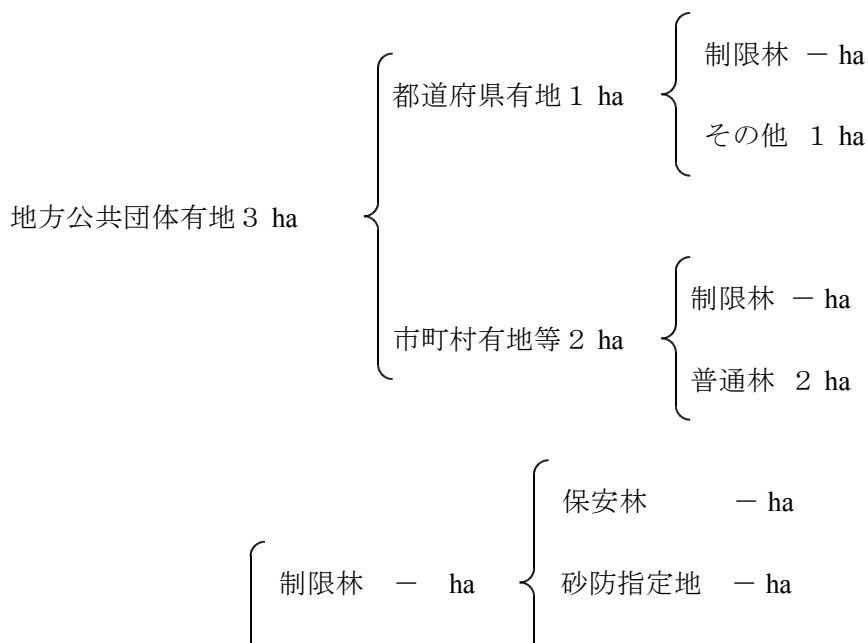
内訳

ア 形態別内訳

林 野 9 ha
農耕地 1 ha
水 面 60 ha
その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ー ha



私有地 11 ha	}	その他	- ha
		普通林	9 ha
		その他	2 ha
公有水面 60 ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha
自然公園法による地域	- ha
文化財保護法による地域	- ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

沖縄県石垣島は南西諸島の南端にあり、面積は約229 km²で、県内では沖縄島、西表島に次いで三番目に大きい島である。

同島北部には、沖縄県最高峰の於茂登岳^{おもとだけ}（標高525.6m）があり、ここから北東部及び北西部の半島へ標高300～400 m の山々が連なっている。於茂登岳から東に流れる宮良川の流域から島の南側にかけては水田や畑地が広がり、於茂登岳とバナナ岳に囲まれた地域には名蔵川が流れ、名蔵平野が広がっている。

当該特別保護地区は、名蔵川下流部に位置し、マングローブ林や干潟、海浜、海岸林等がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

名蔵川河口地域は、海に開けた窪地状の地形をなしている。この窪地に土砂が堆積してマングローブ林を形成し、海岸部には砂嘴が形成され、全体としてラグーンを形成している。

名蔵川では河口から約3km上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いには、新期砂丘層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

代表的な植生はマングローブ林で、主要構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシキの6種である。

マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。

また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により成林している。

エ 動物相の概要

当該特別保護地区には、マングローブ林、干潟、海浜、海岸林といった多様な自

然環境が含まれており、これらの環境に合わせて多くの動物が生息している。特に鳥類は、餌動物である底生生物や魚類が豊富であるため生息数が多く、35科131種の鳥類の生息が確認されている。また、哺乳類としては、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシが確認されている。

魚類としては、ニシン科、サヨリ科、ボラ科等が多く、底生生物としては、キバウミナなどの貝類、ミナミアシハラガニなどの甲殻類が多く生息している。また、両生類・爬虫類では、ホオグロヤモリ、サキシマハブ、サキシマヌマガエル等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成12年度 有害鳥獣捕獲許可件数 一件
- ・平成13年度 有害鳥獣捕獲許可件数 1件
加害鳥獣 カモ、バン、タシギ
被害作物 水稻
- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件
加害鳥獣 イノシシ
被害作物 サトウキビ サツマイモ

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ①特別保護地区用制札 5 本
- ②案内板 1 基